

## 尼崎市介護職員初任者研修等受講料助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の介護サービス提供事業所における新たな介護人材の発掘及び介護職員の資質の向上を図るため、同事業所の従業者に係る介護職員初任者研修又は介護福祉士実務者研修を修了した者に、その受講料の一部を予算の範囲内で助成するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(助成金の対象となる研修)

第2条 助成金の対象となる研修(以下「研修」という。)は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 介護職員初任者研修(「介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程」をいう。)
- (2) 介護福祉士実務者研修(「社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第40条第2項第5号に規定する介護等の実務経験を3年以上有する者が介護福祉士の受験資格を取得するための研修課程」をいう。)

(助成金の交付対象者)

第3条 助成金の交付を受けることができる者(以下「助成対象者」という。)は、交付申請日時点において別表第1の要件を満たすものとする。

(助成金の対象経費)

第4条 助成金の対象となる経費は、研修に係る講座の受講費及び教材費(以下「受講料」という。)とする。なお、交通費、分割払いに伴う手数料及び修了評価不合格者の追試等に係る追加費用は含まない。

(助成金の交付基準額等)

第5条 次の各号に掲げる助成対象者に助成金を交付する場合の上限額(千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。以下「助成額」という。)は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 個人に対する助成額は、研修の受講に際し、当該研修を主催する者に支払った受講料の $1/2$ (上限6万円)とする。
- (2) 法人に対する助成額は、研修を受講した従業者(勤務予定である者も含む。)に対して負担した受講料の $2/3$ (上限6万円)とする。

2 助成金の交付は、研修1種類につき、当該研修を修了した者ごとに1回限りとする。

(助成金の交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる書類を市長に提出するものとする。

- (1) 受講料助成金交付申請書（様式第1号又は2号）
- (2) 研修を修了したことを証する書類の写し（交付申請日より過去1年以内の日付のもの）
- (3) 指定研修機関の受講料領収書の原本（宛名が受講者本人又は法人のものに限る）
- (4) 研修の受講料及び受講内容がわかるもの（研修パンフレット等）
- (5) 在職証明書（様式第3号）又は勤務予定であることを証するもの（様式第4号）
- (6) 申請者が法人の場合は、研修を受講した従業者（勤務予定である者も含む。）に対して、研修の受講料を3/4以上負担したことが確認できる書類（従業者に研修の受講料を支給した場合は、給与・賃金・諸手当等と明確に区別して支給したことが確認できる書類に限る。）
- (7) その他市長が必要と認める書類

2 申請者(法人)は、前項の助成金の交付の申請をするにあたり、当該助成金に係る仕入れに係る消費税等相当額（助成対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に助成率を乗じて得た金額。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。

（助成金の交付決定）

第7条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査の上で交付の可否を決定し、受講料助成金交付決定通知書（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項による交付の決定を行うにあたっては、前条第2項により助成金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税等仕入控除税額を減額するものとする。

3 助成金の交付が不相当と認めるときは、受講料助成金不交付決定通知書（様式第6号）により、申請者に通知するものとする。

（助成金の請求）

第8条 申請者は、前条に基づく通知を受け助成金の請求をするときは、受講料助成

金交付請求書（様式第7号）を、市長に提出するものとする。

（助成金の交付の取消し）

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該交付の決定を取り消すとともに、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正な行為により助成金の交付を受けたとき
- (2) 申請者（個人）が暴力団等であるとき
- (3) 申請者（法人）の代表者及び役員等が暴力団等であるとき
- (4) その他市長が助成金を交付することが適当でないとき

（助成金の返還）

第10条 市長は、前条の取消しを決定した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、当該決定の日の翌日から15日以内の期限を定めて、その返還を命ずることができる。

2 申請者（法人）は、受講料助成金交付申請書の提出後に、消費税及び地方消費税の申告により当該助成金の仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額を消費税及び地方消費税に係る仕入税額控除報告書（様式第8号）により速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けて当該金額を市に返還しなければならない。

（暴力団等の排除）

第11条 市長は、申請者が暴力団等であるか否かについて兵庫県警察本部長に意見を聴くことができる。

（補則）

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行の期日）

1 この要綱は、令和3年5月1日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年6月7日から施行する。

別表第1（第3条関係）

助成対象者	要件
個人	<p>1) 尼崎市内の介護保険サービス事業所（別表第2のとおり）において勤務中又は勤務予定であること</p> <p>2) 対象となる研修の受講に係る費用を支払い済みであること</p> <p>3) 助成対象者が対象となる研修を修了した日の翌日から起算して1年以内であること</p> <p>4) 助成を受ける経費について他からの助成を受けていないこと</p>
法人	<p>1) 尼崎市内で介護保険サービス事業所（別表第2のとおり）を運営していること</p> <p>2) 前項に定める事業所に勤務中又は勤務予定である者に対し、研修の受講費等を3/4以上負担していること</p> <p>3) 前項に定める者が対象となる研修を修了した日の翌日から起算して1年以内であること</p> <p>4) 助成を受ける経費について他からの助成を受けていないこと</p>

別表第2（第3条関係）

<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険法（平成9年法律第123号。）第8条第1項に規定する居宅サービスのうち、訪問介護、訪問入浴介護、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険法第8条第14項に規定する地域密着型サービス</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険法第8条第25項に規定する施設サービス</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険法第8条の2第1項に規定する介護予防サービスのうち、介護予防訪問入浴介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険法第8条の2第12項に規定する地域密着型介護予防サービス</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業及びロに規定する第1号通所事業</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険法第42条第1項第2号に規定する基準該当居宅サービスのうち、基準該当短期入所生活介護</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービスのうち、基準該当介護予防短期入所生活介護</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・老人福祉法第5条の2第6項に規定する認知症対応型共同生活介護</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・老人福祉法第20条の4に規定する養護老人ホーム</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホーム</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・老人福祉法第29条に規定する有料老人ホーム</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者の居住の安定確保に関する法律第5条に規定するサービス付き高齢者向け住宅</li> </ul>

年 月 日

尼崎市長 様

申請者 住所 \_\_\_\_\_  
 氏名 \_\_\_\_\_  
 (電話番号) \_\_\_\_\_

受講料助成金交付申請書【個人】

尼崎市介護職員初任者研修等受講料助成金交付要綱（以下「助成金交付要綱」という。）第6条の規定に基づき、下記により助成金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

研 修 名	<input type="checkbox"/> 助成金交付要綱第2条第1号に規定する介護職員初任者研修 <input type="checkbox"/> 助成金交付要綱第2条第2号に規定する介護福祉士実務者研修				
研 修 修 了 日	年 月 日				
研修受講費・教材費	(税込) 円 (内、消費税額) 円				
交 付 申 請 額			0	0	0 円
勤 務 先	事業所又は施設名 所在地 (サービス種類 )				
添 付 資 料	<input type="checkbox"/> 研修を修了したことを証する書類の写し <input type="checkbox"/> 研修実施事業者が発行した受講料（教材費を含む。）の領収書の原本 <input type="checkbox"/> 研修の受講料（教材費を含む。）・受講内容がわかるもの（パンフレット等） <input type="checkbox"/> 在職証明書（様式第3号）もしくは採用予定証明書（様式第4号）				

※支払受講料の2分の1（千円未満切り捨て）  
 上限6万円

年 月 日

尼崎市長 様

申請者 (法人名) \_\_\_\_\_  
 (代表者名) \_\_\_\_\_  
 (住所) \_\_\_\_\_  
 (電話番号) \_\_\_\_\_

受講料助成金交付申請書【法人】

尼崎市介護職員初任者研修等受講料助成金交付要綱（以下「助成金交付要綱」という。）第6条の規定に基づき、下記により助成金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

研 修 名	<input type="checkbox"/> 助成金交付要綱第2条第1号に規定する介護職員初任者研修 <input type="checkbox"/> 助成金交付要綱第2条第2号に規定する介護福祉士実務者研修					
研 修 修 了 日	年 月 日					
研修受講費・教材費	(税込) 円 (内、消費税額) 円					
交 付 申 請 額			0	0	0	円 ※負担受講料の3分の2（千円未満切り捨て） 上限6万円 ※仕入税額控除がある場合は、税抜金額を申請(注1)
研 修 受 講 者	住 所 氏 名 生年月日					
添 付 資 料	<input type="checkbox"/> 研修を修了したことを証する書類の写し <input type="checkbox"/> 研修実施事業者が発行した受講料（教材費を含む。）の領収書の原本 <input type="checkbox"/> 研修の受講料（教材費を含む。）・受講内容がわかるもの（パンフレット等） <input type="checkbox"/> 研修の受講料（教材費を含む。）を3/4以上負担したことが確認できる書類 <input type="checkbox"/> 在職証明書（様式第3号）もしくは採用予定証明書（様式第4号）					

※（注1）仕入税額控除は、消費税が生産、流通などの各取引段階で二重、三重に税がかかることのないよう、課税売上げに係る消費税額から課税仕入れ等に係る消費税額を控除し、税が累積しない仕組みとなっていることから、消費税分については対象とすることが出来ません。

年 月 日

尼崎市長 様

## 在職証明書

下記の者については、 年 月 日現在当法人に在職していることを証明  
します。

記

住 所 \_\_\_\_\_

ふりがな  
氏 名 \_\_\_\_\_

生年月日 \_\_\_\_\_

勤務先（事業所名） \_\_\_\_\_

サービス種類	
雇 用 形 態	<input type="checkbox"/> 正規職員 <input type="checkbox"/> 非常勤職員 <input type="checkbox"/> その他（ ） 勤務日数（週 日間） 1日の勤務時間（ 時間）

(住所) \_\_\_\_\_

(法人名) \_\_\_\_\_

(代表者名) \_\_\_\_\_ 印

(電話番号) \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_



年 月 日

尼崎市長 様

## 採用予定証明書

下記の者については、 年 月 日付けで当法人に採用予定であることを証明します。

記

住所 \_\_\_\_\_

ふりがな  
氏名 \_\_\_\_\_

生年月日 \_\_\_\_\_

勤務先（事業所名） \_\_\_\_\_

サービス種類	
雇用形態	<input type="checkbox"/> 正規職員 <input type="checkbox"/> 非常勤職員 <input type="checkbox"/> その他（ ） 勤務日数（週 日間） 1日の勤務時間（ 時間）

(住所) \_\_\_\_\_

(法人名) \_\_\_\_\_

(代表者名) \_\_\_\_\_ 印

(電話番号) \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_

様式第5号（第7条関係）

第 号  
年 月 日

様

尼崎市長

受講料助成金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった尼崎市介護職員初任者研修等受講料助成金の交付について、次のとおり決定します。

記

交付額 円

以 上

様式第6号（第7条関係）

第 号  
年 月 日

様

尼崎市長

受講料助成金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった尼崎市介護職員初任者研修等受講料助成金の交付について、下記の理由により、不交付と決定したので通知します。

記

（理 由）

以 上

年 月 日

尼崎市長 様

請求者 住所 \_\_\_\_\_

ふりがな  
氏名 \_\_\_\_\_ 印

(法人名) \_\_\_\_\_

(代表者名) \_\_\_\_\_ 印

(電話番号) \_\_\_\_\_

受講料助成金交付請求書

尼崎市介護職員初任者研修等受講料助成金交付要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり助成金を請求します。

記

1 助成金請求額

\_\_\_\_\_ 円

2 振込先口座

【ゆうちょ銀行以外の金融機関】

銀行 信用金庫 信用組合 農協	本店 支店 支所 出張所	預金種目	<input type="checkbox"/> 普通				<input type="checkbox"/> 当座	
		口座番号						
金融機関コード	店舗コード	フリガナ						
		口座名義						

【ゆうちょ銀行】

記号	番号	フリガナ	
		口座名義	

年 月 日

尼崎市長 様

請求者 住所 \_\_\_\_\_  
ふりがな 氏名 \_\_\_\_\_ 印  
(法人名) \_\_\_\_\_  
(代表者名) \_\_\_\_\_ 印  
(電話番号) \_\_\_\_\_

消費税及び地方消費税に係る仕入税額控除報告書（ 年度）

年 月 日 第 号で交付決定を受けた尼崎市介護職員初任者研修等受講料助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入税額控除について、下記のとおり報告します。

1 助成金請求額

\_\_\_\_\_ 円

2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入税額控除（要助成金返還相当額）

\_\_\_\_\_ 円

3 添付資料

- ① 確定申告書の写し
- ② 2の消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入税額控除の積算内訳等